

【令和5年度】住民税非課税世帯給付金
(7万円) 受給世帯の皆様へ

プッシュ給付世帯

あさぎり町価格高騰に伴う低所得世帯支援事業
低所得者及び定額減税補足給付金
(こども加算支援)のご案内



給付額

支給対象児童1人あたり **5万円**

支給対象
児童

給付対象世帯の世帯員である18歳以下の児童
(平成17年4月2日生まれ以降の児童)

ただし、住民票を移さずに施設に入所している児童等、令和5年12月1日時点で扶養していない(生計を同一にしていない)児童は**対象外**です。

プッシュ
給付対象
世帯

令和5年度住民税非課税世帯

- 令和5年12月1日(基準日)に、あさぎり町に住民登録があり以下1及び2に該当する世帯。

- 1.令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)を受給した世帯
- 2.上記の支給対象児童を扶養している世帯

※ただし、以下の①～③のいずれかに該当する世帯を除きます。

- ①世帯全員が住民税均等割が課されている方の扶養親族等になっている世帯
- ②他の市区町村が実施する同趣旨の給付金(5万円/人)を受給した世帯

受給方法

受給のための手続きは**不要**です。通知書に記載の口座に振り込みます。

ただし同封の「通知書」の1～3を確認し該当する場合はご連絡ください。

※別居している児童を監護し、生計を同一にしている場合で給付金を受け取る為には、**別途申立が必要**です。問い合わせ先までご連絡ください。

※基準日以降、令和6年4月1日までに出生した児童で支給金額に反映されていない(対象児童に入っていない)場合についても、**別途申請が必要**です。

振込日

令和6年3月26日(火)

問い合わせ

あさぎり町役場 生活福祉課

☎45-7214(直通) 平日のみ8:30~17:15

給付金を装った不振な電話や訪問などにご注意ください!

あさぎり町から、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ATMを操作して、町から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めること。

おかしいと思ったら、最寄りの警察や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。